

雇用就農資金（国補） 〔農業従事者を育成する担い手を支援〕

- 雇用元の農業法人等に対して、資金を助成します。

支援内容

- ・ 雇用就農者育成・独立支援タイプ
農業法人等が就農希望者を雇用して雇用就業又は独立就農に必要な実践研修を行う取り組みに対して支援。
- ・ 新法人設立支援タイプ
農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を雇用して実践研修を行う取り組みに対して支援。

農業法人等の主な要件（抜粋）

- ・ 概ね年間を通じて農業を営む事業体等であること。
- ・ 十分な指導ができる指導者（農業経験5年以上）を確保できること。
- ・ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること。
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ・ 雇用保険、労災保険に加入（法人の場合は、厚生年金、健康保険にも加入）
- ・ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。
- ・ 過去5年間に、本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめの.JP）に掲載していること。

新規雇用就農者の主な要件（抜粋）

- ・ 支援終了後も就農継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者。
- ・ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ・ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ・ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ・ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。

補完雇用就農者の主な要件

- ・ 本事業では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となります。そのため、過去に本事業の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（＝補完雇用就農者）を雇用する必要があります。補完雇用就農者は、離農した新規雇用就農者と同等の条件で雇用されている者が対象となります。

助成額

雇用就農者育成・独立支援タイプ 年間最大60万円（最長4年間）

新法人設立支援タイプ 年間最大120万円（3年目以降は最大60万円、最長4年間）

申請先

一般社団法人全国農業会議所

事業要件については、変更される場合もありますので、本事業の詳細な応募条件については、募集要領で必ずご確認ください。



お問い合わせ先

・（一社）香川県農業会議（087-813-7751）